

令和 7 年 9 月 定例議会

全 員 協 議 会 資 料

令和 7 年 8 月 2 1 日開催

目 次

(頁)

1. 提出案件数一覧表	3
2. 提出議案一覧表	4
3. 条例案件	6
4. 単行案件	2 1
5. 人事案件	2 5
6. 補正予算	2 7

提出案件数一覧表

区 分	件 数
1 条 例	9 (制定 1、全部改正 1、一部改正 7)
2 単 行	2
3 人 事	2
4 補正予算	8 (一般会計 1、特別会計 5、企業会計 2)
5 決 算	3 (一般会計・特別会計 1、企業会計 2)
6 報 告	1
計	2 5

令和 7 年 9 月 定例議会 提出議案一覧表

令和 7 年 9 月 1 日

第 5 4 号議案	犬山市子ども屋内遊戯施設の設置及び管理に関する条例の制定について
第 5 5 号議案	犬山市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
第 5 6 号議案	犬山市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
第 5 7 号議案	犬山市旅費支給条例の全部改正について
第 5 8 号議案	犬山市手数料条例の一部改正について
第 5 9 号議案	犬山城入場登閣料等徴収条例の一部改正について
第 6 0 号議案	犬山市子どものための教育・保育給付に係る利用者負担に関する条例の一部改正について
第 6 1 号議案	犬山市都市公園条例の一部改正について
第 6 2 号議案	犬山市下水道条例及び犬山市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について
第 6 3 号議案	財産の取得について（消防ポンプ自動車）
第 6 4 号議案	犬山市子ども屋内遊戯施設に係る指定管理者の指定について
第 6 5 号議案	犬山市教育委員会委員の任命について
第 6 6 号議案	犬山市公平委員会委員の選任について
第 6 7 号議案	令和 7 年度犬山市一般会計補正予算（第 4 号）
第 6 8 号議案	令和 7 年度犬山市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）
第 6 9 号議案	令和 7 年度犬山市犬山城費特別会計補正予算（第 1 号）
第 7 0 号議案	令和 7 年度犬山市木曽川うかい事業費特別会計補正予算（第 1 号）
第 7 1 号議案	令和 7 年度犬山市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）
第 7 2 号議案	令和 7 年度犬山市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）

第 7 3 号議案	令和 7 年度犬山市水道事業会計補正予算（第 1 号）
第 7 4 号議案	令和 7 年度犬山市下水道事業会計補正予算（第 1 号）
第 7 5 号議案	令和 6 年度犬山市一般会計及び特別会計の決算の認定について
第 7 6 号議案	令和 6 年度犬山市水道事業会計の決算の認定について
第 7 7 号議案	令和 6 年度犬山市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び 決算の認定について
報告第 7 号	令和 6 年度犬山まちづくり株式会社決算等について

《制定》

- 犬山市子ども屋内遊戯施設の設置及び管理に関する条例の制定について
(第54号議案)

【趣旨】

子どもの遊びの拠点として犬山市子ども屋内遊戯施設（屋内型キッズスペース）を整備するにあたり、当該施設の設置及び管理について必要な事項を定める。

※ ヨシヅヤ犬山店2階の一部を借り上げ、整備工事を行い、子どもを対象とした屋内遊戯施設として活用する。

【概要】

名称	犬山市子ども屋内遊戯施設 (愛称を市内小学校に通う児童から募集中)
所在地	犬山市天神町一丁目1番地 ヨシヅヤ犬山店2階
利用時間	午前10時から午後5時まで
休業日	なし ※ヨシヅヤ犬山店が店舗休業となった場合は臨時休業
施設	子ども広場（遊び場、授乳室、トイレ等） 相談室
使用料 (子ども 広場)	市民 1日300円(特定日にあつては500円) 市民以外 1日600円(特定日にあつては1,000円) ※3歳未満の児童は無料 ※障害者は半額、障害者の介助者1人は無料
面積	1,500㎡(子ども広場は約1,000㎡)
その他	利用時間内であれば、出入り自由 飲食可 保護者又は付添人1名に対し、小学生以下の児童4名まで入場可能(児童のみでの利用は不可) 保護者又は付添人の交代可 入場者数の上限は、あらかじめ市長が定める。 (児童100人程度を予定)

※ 特定日は、子ども広場の利用の増加が見込まれる日をあらかじめ市長が定める。(土日祝や学校の長期休業期間等を予定)

(次ページにつづく)

【事業スケジュール】

令和7年9月中旬	: 基本設計完了
令和7年10月末	: 実施設計完了
令和7年11月～令和8年2月	: 整備工事
令和8年1月中	: 愛称決定
令和8年4月	: 供用開始

【その他】

- ・ヨシヅヤ犬山店2階の借用期間は、令和18年3月31日まで
- ・相談室では、子育てに関する相談を実施

【施行日】

公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日

《一部改正》

- 犬山市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
(第55号議案)

【趣旨】

国の法律(※)の改正に伴い、条例の一部を改正するもの。

※ 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律
(平成3年法律第76号)

【内容】

令和6年8月8日に人事院が行った「公務員人事管理に関する報告」において、上記法律の改正内容を踏まえ、仕事と生活の両立支援制度(育児休業、部分休業、介護休業など)を拡充することが示されたことから、妊娠・出生時又は育児期にある職員への両立支援制度の周知及び意向確認とその意向への配慮を任命権者に義務付ける。

《周知、意向確認等の時期》

妊娠・出生時及び育児期(子が1歳11か月に達する日の翌々日から2歳11か月に達する日の翌日までの1年間)

《意向確認》

子や家庭の状況により、仕事と生活の両立が困難となる状況の改善に資する事項(勤務時間帯、業務量等)に関する意向を確認する。

《意向への配慮》

個別に聴取した意向について、各所属の状況に応じ、その意向に配慮しなければならない。

【効果】

今回の改正による意向確認等の義務化以前にも両立支援制度の周知を行い、利用相談があった職員については意向確認を行ってきた。今回の改正により、本人からの利用相談に関わらず、妊娠・出生時又は育児期にある職員に対しその意向を聞き取り、個別に配慮を行うことで、当該職員が子の年齢や家庭の状況に応じた柔軟な働き方を選択できるようにし、育児休業や部分休業の取得率の増加が期待できる。

【施行日】

令和7年10月1日(育児期にある職員に対する両立支援制度の周知及び意向確認については、同日前においても実施可能)

《一部改正》

○ 犬山市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について（第 56 号議案）

【趣旨】

国の法律（※）の改正等に伴い、条例の一部を改正するもの。

※ 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 110 号）

【内容】

現行の部分休業は、「1 日につき正規の勤務時間の始め又は終わりの時間に 2 時間を超えない範囲内（30 分単位）」において取得が可能であるが、新たに「1 年につき 10 日（77 時間 30 分）の範囲内（1 時間単位）」で取得できる方式を追加し、職員が部分休業を請求する際にそのいずれかの方式を選択できるようにする（配偶者の入院など特段の家庭の事情がある場合には取得方式の変更も可能）。

併せて、現行の部分休業の取得可能な時間帯について、正規の勤務時間の始め又は終わりの時間に限らず、任意の時間において取得を可能とする。

※ 会計年度任用職員については、1 年につき当該会計年度任用職員の通常の勤務時間の 10 日相当の時間の範囲内

※ 令和 8 年 3 月 31 日までの間においては、正規職員、会計年度任用職員ともに上記の取得可能時間を 2 分の 1 とする経過措置あり

【効果】

子の体調不良により付き添いが必要となる場合や、保育園等の行事に参加する場合などに部分休業を取得することができるようになり、職員の働き方の選択肢が増える。

【施行日】

令和 7 年 10 月 1 日

《全部改正》

○ 犬山市旅費支給条例の全部改正について（第 57 号議案）

【趣旨】

国の法律（※）の改正に準じ、条例の全部を改正するもの。

※ 国家公務員等の旅費に関する法律（昭和 25 年法律第 114 号）

【主な変更内容】

① 宿泊費の上限額

改正前 定額：11,000円（政令指定都市は、13,200円）

↓

改正後 宿泊先都道府県ごとに設定：8,000円 ～ 19,000円
（市長等は、11,000円 ～ 27,000円）

（例）東京都：19,000円（市長等は、27,000円）

大阪府：13,000円（市長等は、18,000円）

② 宿泊手当（現行の日当）の額及び支給要件

改正前 用務地までの距離に応じ、1日当たり2,000円又は1,000円を支給（名古屋市や岐阜市などの近隣市町においては支給なし）

↓

改正後 用務地までの距離にかかわらず、宿泊した場合に限り1夜当たり2,400円を支給

③ 鉄道賃における特別急行料金等の支給対象の拡大

改正前 特別急行列車は片道 100km以上、普通急行列車は片道 50km以上、新幹線は片道 100km以上の場合に特別急行料金等の支給が可能

↓

改正後 特別急行料金等の利用に係る距離制限を廃止

（次ページにつづく）

【その他の変更内容】

各旅費種目に係る変更等の内容は次のとおり

旅費種目の名称	定額/実費	旅費種目の内容	備考
その他の交通費	実費	乗合バス等を利用する移動に要する費用	車賃を廃止し、実費支給方式に変更
包括宿泊費	実費	パック旅行（移動及び宿泊が一体となったもの）に要する費用	新設
転居費	実費	赴任に伴う転居に要する費用	新設
着後滞在費	実費＋定額	赴任に伴う転居に必要な滞在に要する費用	新設
家族移転費	実費＋定額	赴任に伴う家族の移転に要する費用	新設
渡航雑費	実費	外国旅行に要する雑費（準備経費）に要する費用	新設
死亡手当	定額	職員の外国における死亡に伴う諸雑費に要する費用	新設

【施行日】

令和8年4月1日

《一部改正》

○ 犬山市手数料条例の一部改正について（第 58 号議案）

《市民課所管関係》

【趣旨】

コンビニエンスストア等に設置している多機能端末機を利用した住民票の写し及び印鑑登録証明書の交付（以下「コンビニ交付」という。）に係る手数料の額を改定するため、条例の一部を改正するもの。

【内容】

コンビニ交付に係る手数料の額を次のとおり改定する。

改定前 1 通 2 0 0 円（市役所や各出張所における窓口交付と同額）

↓

改定後 1 通 1 0 0 円

※ 特例措置として、令和 7 年 1 2 月 1 日から令和 8 年 4 月 3 0 日までの期間に限り、1 通 1 0 円とする。

コンビニ交付を利用するにはマイナンバーカードが必要である。

【目的】

「行かなくてもよい市役所」の施策推進のため、市役所や各出張所における窓口交付よりも安価な手数料を設定することで、窓口交付からコンビニ交付の利用へと誘導する。

また、特例的に「1 通 1 0 円」という期間を設けることでコンビニ交付に対する認知度を高め、その利用促進を図る。

【コンビニ交付の利用時間】

土日、祝日を含む毎日午前 6 時 3 0 分から午後 1 1 時まで

【予算措置】

コンビニ交付の利用数増加を見込み、次の補正予算を計上する。

〈歳入〉 1 4 款 2 項 1 目 戸籍住民基本台帳等手数料 △1,577 千円

〈歳出〉 2 款 3 項 1 目 戸籍住民基本台帳費 832 千円

（次ページにつづく）

【その他】

コンビニ交付の手数料を窓口交付の手数料よりも減額している市町は他にもあり、近隣市町では一宮市、小牧市、稲沢市、扶桑町が採用している。

【施行日】

令和7年12月1日

(次ページにつづく)

《税務課所管関係》

【趣旨】

資産に関する証明書の交付等に係る手数料の算定単位を変更するため、条例の一部を改正するもの。

【内容】

固定資産課税台帳に記載されている事項についての証明書等の交付及び閲覧に係る手数料の算定単位の一部を次のとおり変更する。

・証明書の交付

改正前 証明書の用紙1枚を1件

↓

改正後 1納税義務者をもって1件

・閲覧

改正前 課税台帳1冊を1件

↓

改正後 1納税義務者をもって1件

【理由】

固定資産課税台帳に係る証明書等の発行に使用しているシステムの更新により、令和8年1月から証明書等の様式が変更となり、資産の一覧が確認できる資産証明や名寄帳については、証明書1枚における証明可能な表記件数が最大17件から最大4件と大きく減少する。

このため、同じ資産であっても、システム更新後では現状よりも多数の証明書の交付が必要となるため、納税義務者の負担増とならないよう改正を行う。

※資産証明及び名寄帳の1枚の表記件数

現行：土地11件と家屋6件 → システム更新後：土地家屋計4件

【システム更新後の手数料収入見込額（現行比）】

改正前の算定単位により手数料を徴収した場合 年間 約76,000円の増

改正後の算定単位により手数料を徴収した場合 年間 約24,000円の減

※いずれも令和6年度交付実績より試算

【その他】

「1納税義務者」という算定単位は他自治体においても採用例が多く、近隣市町では小牧市、江南市、岩倉市、大口町及び扶桑町が採用している。

【施行日】

令和8年1月1日

《一部改正》

○ 犬山城入場登閣料等徴収条例の一部改正について（第59号議案）

【趣旨】

犬山城の入場登閣料の改定等のため、条例の一部を改正するもの。

【入場登閣料】

区分	改定前	改定後
一般	550円	<u>1,000円</u>
小中学生	110円	<u>200円</u>

※ 団体での利用の場合は、それぞれ30人以上で1割引、100人以上で2割引、300人以上で3割引の料金となる。

【理由】

「史跡犬山城跡整備基本計画」及び「犬山城防災対策計画（現在作成中）」に基づき計画的かつ着実に整備と防災力の強化を行うことで、犬山城の価値を守り、顕在化し、更なる魅力向上を図るため、これに必要な財源に充てるべく入場登閣料を増額する。入場登閣料の設定に当たっては、犬山城管理委員会での審議を経ている。

【今後予定している主な事業（令和7年度から令和18年度まで）】

・史跡整備事業

大手門枳形跡整備、大手道調査及び再整備、石垣調査及び保護対策、解説看板整備、特別公開ルート整備

・天守保存活用事業

防災対策工事、高欄修理工事、照明施設更新、天守内展示

【犬山城入場者数の推移】

平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
620,116人	540,458人	255,429人	298,707人	496,176人	604,619人	660,995人

【その他】

字句の修正等所要の改正を併せて行う。

【施行日】

令和8年3月1日

《一部改正》

- 犬山市子どものための教育・保育給付に係る利用者負担に関する条例の一部改正について（第60号議案）

【趣旨】

第2子に係る利用者負担の減額の対象範囲を拡大するため、条例の一部を改正するもの。

【内容】

満3歳未満の第2子に係る利用者負担額（保育料）の減額対象を次のとおり変更する。

区分		改正前	改正後
・市町村民税所得割額非課税世帯 ・市町村民税所得割額57,700円未満の世帯		半額	無料
市町村民税所得割額57,700円 以上97,000円未満の世帯	第2子同時入園（※）	半額	無料
	第2子同時入園以外	減額なし	無料
市町村民税所得割額97,000円以上301,000円未満の世帯		減額なし	半額

※ 同一世帯において保育所、幼稚園等を利用する子が2人以上いる世帯をいう。

【経緯】

愛知県が保育料の無償化等を進めるため市町村を対象とした補助制度の拡充を令和7年10月から開始することを受け、本市においても当該補助制度を活用し、第2子のいる世帯の保育料負担の軽減を図る（県補助制度の補助率は2分の1）。

【予算措置】

県補助制度を活用した保育料の減額に伴い、次の補正予算を計上する。

〈歳入〉	13款1項1目2節 児童福祉費負担金	△2,541千円
	保育園運営費保護者負担金（保育料）	△2,541,300円
16款1項2目3節 児童福祉費県補助金		1,270千円
	保育料無料化事業費県補助金	1,270,650円

（次ページにつづく）

【その他】

- ・国の政策として令和元年10月から実施される「幼児教育・保育の無償化」により、3歳以上の子及び市町村民税非課税世帯の満3歳未満の子の保育料については、無料である。
- ・満3歳未満の第3子以降の保育料については、令和7年10月以降も従前どおり無料である。

【施行日】

令和7年10月1日

《一部改正》

○ 犬山市都市公園条例の一部改正について（第61号議案）

【趣旨】

羽黒中央公園多目的スポーツ広場の使用料の額の改定等のため、条例の一部を改正するもの。

【内容】

①使用料の改定

今回の改修工事に係る経費に充てるため、多目的スポーツ広場の使用料を増額する。

また、市民優遇措置として、市外の者が利用する場合の使用料を1.2倍の料金とする。

多目的スポーツ広場使用料（2時間当たり）

区分	改定前	改定後
全面（更衣室2室を含む。）	4,820円	9,070円
半面（更衣室1室を含む。）	2,410円	4,540円

②減免規定の整理

多目的スポーツ広場、体育館などの有料公園施設に係る使用料の減免規定を、より実態に即した表記へと改正する。

使用料を減免できる場合

区分	改正前	改正後
都市公園	国・地方公共団体等や公共的	同左
有料公園施設	団体が、都市公園を公用・公共用や公益事業のため使用する場合	国・地方公共団体等や公共的団体が、 <u>有料公園施設を利用する場合で、使用料の減免が公益上必要と市長が認めるとき</u>

【施行日】

①令和7年12月1日

※人工芝張替工事後の多目的スポーツ広場の供用開始日と同日

②公布の日

《一部改正》

- 犬山市下水道条例及び犬山市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について（第62号議案）

【趣旨】

公共下水道及び農業集落排水処理施設の使用料の額を改定するため、条例の一部を改正するもの。

【内容】

公共下水道に係る経費回収率が100%となるよう使用料の額を令和8年度と令和11年度の2回に分けて段階的に引き上げる。

また、農業集落排水処理施設の使用料についても、公共下水道の使用料の額に準拠し、同額となるよう改定する。

〈経費回収率〉

汚水処理に要した費用（＝使用料で回収すべき費用）をどの程度使用料収入で賄えているかを表した指標で、本市の公共下水道に係る経費回収率は、令和4年度決算値で67.8%である（県内平均は78.6%）。

地方公営企業法に基づく独立採算の原則により、本来は100%以上とすべきものである。

【使用料の引き上げ率（現行比）】

令和8年4月1日：全体で25%

令和11年4月1日：全体で25%（累計50%）

【経緯】

令和2年度に策定した「犬山市下水道事業経営戦略」に基づく定期的な経営状況の検証のため、令和5年度から令和6年度にかけて「犬山市下水道事業経営戦略改定審議会」を開催し、中長期の収支計画の見直しに伴う使用料の改定を含む、経営戦略の見直しを行った。

その結果、経費回収率100%を達成するために、まずは事業者として行うべき経営努力を進めたとしても、今後の人口減少や節水機器の普及等により使用料収入が減少していく見込みであるため、下水道使用者への急激な負担増への影響を考慮した上で上記のとおり段階的な使用料の引き上げをすべきとの答申を受けた。

（次ページにつづく）

【施行日】

第1回改定 令和8年4月1日

第2回改定 令和11年4月1日

※ 施行日前から継続して使用され、施行日をまたぐ使用がある場合は、施行日以後最初の検針の日までは旧料金を適用。

《財産の取得》

○ 財産の取得について（消防ポンプ自動車）（第63号議案）

【趣旨】

消防ポンプ自動車の老朽化に伴い更新購入するもの。令和7年6月9日付けで愛知県から南海トラフ地震等対策事業費補助金の交付決定を受けた。

（補助金額：4,895,000円、補助率：補助基準額の1／2）

【内容】

犬山市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第2号）第3条に基づき、議会の議決を求めるものである。

- 購入金額 金22,330,000円
- 受注者 名古屋市東区矢田南一丁目2番8号
株式会社モリタ名古屋支店
支店長 土居 典生
- 契約方法 指名競争入札
- 執行年月日 令和7年6月13日
- 入札参加者 6者
- 納期 令和8年3月13日まで
- 主要諸元
駆動方式：2輪駆動 操舵装置：パワーステアリング式
変速機：オートマチックトランスミッション 乗車定員：6名
取付装備品：消防ポンプ、真空ポンプ、安全機能装置付ポンプ操作装置、
2ツ折りはしご
- 主な用途
消防団第1分団車両として配備し、火災時には装備した消防ポンプを使い、防火水槽や消火栓より水を吸い上げ、前線で消火活動を行う消防車両へ送水することにより、放水活動を継続させる。また、今回更新する消防ポンプ自動車は、車両総重量3.5t車のため、普通免許で運転することができる。

（車両イメージ）



（次ページにつづく）

指名競争入札執行調書

執行年月日	令和7年6月13日(金)	午前9時32分	入札書比較価格	20,540,000円
執行場所	犬山市役所	経営改善課	予定価格	22,594,000円
件名	消防ポンプ自動車(車両総重量3.5t車)の購入について			
品名等	消防ポンプ自動車			
納入場所	犬山市消防本部			
商号又は名称	第1回入札	第2回入札	第3回入札	備考
株式会社モリタ 名古屋支店	20,300,000			落札
日本機械工業株式会社 名古屋営業所	23,200,000			
平和機械株式会社	23,950,000			
小川ポンプ工業株式会社 名古屋出張所	24,400,000			
株式会社三陽商会	25,000,000			
日本ドライケミカル株式会社 名古屋支店	辞退			

※上記金額に100分の10に相当する額を加算した金額が法令上の申し込みに係る価格である。

《指定管理者の指定》

○ 犬山市子ども屋内遊戯施設に係る指定管理者の指定について（第64号議案）

【趣旨】

犬山市子ども屋内遊戯施設に係る指定管理者を指定するにあたり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるもの。

【内容】

公募型プロポーザル方式により事業を実施している、犬山市子ども屋内遊戯施設について、管理運営を効率的、かつ、効果的に行うため、下記の者を指定管理者として指定するもの。

○指定管理者となる法人

名 称 株式会社フレーベル館

所在地 東京都文京区本駒込六丁目14番9号

○指定の期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで（5年間）

○選定経過

(1) 第1回犬山市公の施設指定管理者選定審議会

日時 令和6年12月25日

議事 審議会の運営について

事業の概要について

募集要領（案）及び要求水準書（案）の審議

(2) 第2回犬山市公の施設指定管理者選定審議会

日時 令和7年3月3日

議事 提案者のプレゼンテーション審査

提案審査

審査項目（16項目）について適否の審査を行い、各委員による総合評価後、全体としての総合評価を行い、指定管理者の候補者を選定

（次ページにつづく）

○選定概要

■募集時点

申請受付期間	令和7年1月6日から令和7年2月21日まで
指定期間	5年間
指定管理料（上限額）	200,000千円
指定管理者の自主事業	可能
評価、審査の基準	公表
審議会委員の構成	公表

■選定時点

整備予定場所現地見学会	実施
施設見学会参加数	3
申請数	2
指定管理者候補者	株式会社フレーベル館
提案価格（上限額比）	192,290千円（96.145%）

○主な事業提案

- ・運動、体験・制作、セミナー・工作キットなどのイベント開催
- ・表現活動サポート
- ・あそびが広がる環境設定

【その他】

- ・指定管理者の指定の議決後、業務の詳細事項について協議を行い、協定を締結予定
- ・債務負担行為は、令和6年度一般会計補正予算（第6号）に計上済
- ・指定管理委託料は、令和8年度一般会計予算に計上予定

《犬山市教育委員会委員》

○ 犬山市教育委員会委員の任命について（第65号議案）

【趣旨】

犬山市教育委員会委員「小倉 志保（おぐら しほ）」氏の任期満了（令和7年9月25日）に伴い、後任者を任命するに当たり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定に基づき、議会の同意を求めるもの。

【後任者】

氏 名 佐曾利 吏佐 (さそり りさ)

生年月日

任 期 任命の日から4年間

《公平委員会委員》

○ 犬山市公平委員会委員の選任について（第 6 6 号議案）

【趣旨】

犬山市公平委員会委員「高橋 美博（たかはし よしひろ）」氏の任期満了（令和 7 年 9 月 2 7 日）に伴い、後任者を選任するに当たり、地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号）第 9 条の 2 第 2 項の規定に基づき、議会の同意を求めるもの。

【後任者】

氏 名 市川 裕子（いちかわ ゆうこ）

生年月日



任 期 任命の日から 4 年間

【その他】

愛知県弁護士会推薦の弁護士

令和7年9月定例議会 会計別補正予算額一覧表

(単位：千円)

会計名		当初予算額	補正前の 予算額	補正予算額	補正後の 予算額
				第4号	
一般会計		30,979,234	31,031,751	926,516	31,958,267
特別 会計	国民健康保険 特別会計	6,668,427	6,676,765	127,306	6,804,071
	犬山城費計 特別会計	324,802	324,802	97,808	422,610
	木曾川うかい 事業費特別会計	65,658	65,658	0	65,658
	介護保険計 特別会計	5,639,051	5,639,051	110,528	5,749,579
	後期高齢者医療 特別会計	1,844,182	1,844,182	11,690	1,855,872
	小計	14,542,120	14,550,458	347,332	14,897,790
企業 会計	水道事業会計	1,810,198	1,810,198	△ 16	1,810,182
	下水道事業会計	4,031,650	4,031,650	△ 1,723	4,029,927
	小計	5,841,848	5,841,848	△ 1,739	5,840,109
合計		51,363,202	51,424,057	1,272,109	52,696,166

※ 水道事業会計及び下水道事業会計の予算額は、収益的収支の収入額と資本的収支の支出額の合計額です。

会計名称	所属名称	款	項	目	節	款名称	項名称	細々節名称	主な内容等	補正前の 予算額	補正予算額
一般会計	企画広報課	16	2	1	1	県支出金	県補助金	元気な愛知の市町村づくり県補助金	事業費の50%を補填	0	5,961
		10	1	1	1	地方特例交付金	地方特例交付金	地方特例交付金	交付額の確定に伴う減額	76,964	△ 6,899
	経営改善課	11	1	1	1	地方交付税	地方交付税	普通交付税		1,906,736	△ 16,722
		20	1	1	1	繰越金	繰越金	前年度繰越金	金額の確定に伴う増額	750,000	380,732
		22	1	5	1	市債	市債	橋梁長寿命化事業債		24,100	4,900
		22	1	5	3	市債	市債	公園整備事業債	財源調整	39,700	△ 4,500
		22	1	6	1	市債	市債	消防車両購入事業債		38,500	△ 4,400
		22	1	7	3	市債	市債	南部公民館大規模改修事業債		0	122,500
		22	1	7	3	市債	市債	市民文化会館大規模改修事業債		0	210,600
	総務課	19	1	4	1	繰入金	水道事業会計繰入金	特別会計繰入金	人件費の変動に伴う減額	2,333	49
		19	1	5	1	繰入金	下水道事業会計繰入金	特別会計繰入金		2,333	49
		21	5	2	5	諸収入	雑入	社会福祉協議会派遣職員負担金	社会福祉協議会への派遣に係る共済費事業者負担分を計上	0	1,408
	防災交通課	16	2	1	1	県支出金	県補助金	南海トラフ地震等対策事業費県補助金	事業費の33%を補填	1,272	403
	市民課	14	2	1	3	使用料及び手数料	手数料	戸籍住民基本台帳等手数料	証明書交付手数料の減額に伴う手数料収入額の減額	20,223	△ 1,577

会計名称	所属名称	款	項	目	節	款名称	項名称	細々節名称	主な内容等	補正前の 予算額	補正予算額
一般会計	市民課	15	3	1	2	国庫支出金	国庫委託金	中長期在留者住居地届出等事務国庫委託金	事業費の100%を補填	813	1,142
	税務課	10	3	1	1	地方特例交付金	定額減税減収補填特例交付金	定額減税減収補填特例交付金	事業費の確定に伴う計上	0	2,678
	消防総務課	16	2	7	1	県支出金	県補助金	南海トラフ地震等対策事業費県補助金	事業費の50%を補填	1,232	4,895

会計名称	所属名称	款	項	目	節	款名称	項名称	細々節名称	主な内容等	補正前の 予算額	補正予算額
一般会計	障害者支援課	21	5	1	1	諸収入	雑入	前年度特別障害者手当等給付費国庫負担金	前年度事業費の確定に伴う精算	0	43
		21	5	1	1	諸収入	雑入	前年度障害児入所給付費国庫負担金		0	10,161
		21	5	1	1	諸収入	雑入	前年度障害児入所給付費県負担金		0	5,080
		21	5	1	1	諸収入	雑入	前年度障害者自立支援給付費国庫負担金		0	15,443
		21	5	1	1	諸収入	雑入	前年度障害者自立支援給付費県負担金		0	7,721
		19	1	2	1	繰入金	特別会計繰入金	介護保険特別会計繰入金		1	41,436
	高齢者支援課	21	5	1	1	諸収入	雑入	前年度介護保険低所得者保険料軽減国庫負担金	前年度事業費の確定に伴う精算	0	73
		21	5	1	1	諸収入	雑入	前年度介護保険低所得者保険料軽減県負担金		0	36
		19	1	1	1	繰入金	特別会計繰入金	国民健康保険特別会計繰入金		1	1,500
	保険年金課	19	1	3	1	繰入金	特別会計繰入金	後期高齢者医療特別会計繰入金	前年度事業費の確定に伴う精算	1	4,869
		21	5	2	6	諸収入	雑入	外来診療等オンライン資格確認導入助成金		0	128
	健康推進課	21	5	2	6	諸収入	雑入	医療費助成オンライン資格確認改修助成金	対象事業費の75%を補填	0	54
		14	2	2	2	使用料及び手数料	児童福祉手数料	子育て短期支援事業利用手数料		69	89
	子育て支援課	15	2	2	2	国庫支出金	国庫補助金	子ども・子育て支援交付金	事業費の33%を補填	38,107	1,507

会計名称	所属名称	款	項	目	節	款名称	項名称	細々節名称	主な内容等	補正前の 予算額	補正予算額
一般会計	子育て支援課	16	2	2	3	県支出金	県補助金	地域子ども・子育て支援事業費県補助金	事業費の３３％を補填	36,217	1,507
	子ども未来課	13	1	1	2	分担金及び負担金	負担金	保育園運営費保護者負担金（保育料）	保育料対象無償化の拡大に伴う減額	98,161	△ 2,541
		15	1	1	2	国庫支出金	国庫負担金	子どものための教育・保育給付交付金	事業費の５０％を補填	136,370	82,332
		16	1	1	2	県支出金	県負担金	施設型教育・保育給付費等県負担金	事業費の２０％を補填	52,363	27,581
		16	2	2	3	県支出金	県補助金	保育料無料化事業費県補助金	事業費の５０％を補填	2,247	1,270
		16	2	2	3	県支出金	県補助金	施設型教育・保育給付費等県補助金	事業費の２６％を補填	2,266	2,781
		16	2	2	3	県支出金	県補助金	民間保育所給食費軽減対策支援事業費県補助金	事業費の６６％を補填	0	890
		21	5	1	1	諸収入	雑入	前年度子どものための教育・保育給付交付金	前年度事業費の確定に伴う精算	0	4,596
		21	5	1	1	諸収入	雑入	過年度子育てのための施設等利用給付交付金		0	8
		21	5	1	1	諸収入	雑入	過年度子育て支援施設等利用給付費県負担金		0	4
		21	5	1	1	諸収入	雑入	前年度施設型教育・保育給付費等県負担金		0	2,319
	学校教育課	18	1	5	2	寄附金	寄附金	中学校費寄附金	城東中学校に対する寄附金	0	50
国民健康保険特別会計	保険年金課	7	1	1	1	繰越金	繰越金	前年度繰越金	金額の確定に伴う増額	1	127,306
犬山城費特別会計	歴史まちづくり課	5	1	1	1	繰越金	繰越金	前年度繰越金	金額の確定に伴う増額	1	97,808

会計名称	所属名称	款	項	目	節	款名称	項名称	細々節名称	主な内容等	補正前の 予算額	補正予算額
介護保険特別会計	高齢者支援課	3	2	2	2	国庫支出金	国庫補助金	過年度分	前年度事業費の確定に伴う精算	0	2,929
	高齢者支援課	5	3	1	2	県支出金	県補助金	過年度分		0	1,912
	高齢者支援課	7	1	4	1	繰入金	一般会計繰入金	低所得者保険料軽減繰入金		42,310	425
	高齢者支援課	8	1	1	1	繰越金	繰越金	前年度繰越金		8,511	105,262
	保険年金課	4	1	1	1	繰越金	繰越金	前年度繰越金		1	11,690
後期高齢者医療特別会計									前年度事業費の確定に伴う精算		

会計名称	所属名称	款	項	目	節	款名称	項名称	細々節名称	主な内容等	補正前の 予算額	補正予算額
一般会計	整備課	15	2	4	1	国庫支出金	国庫補助金	道路メンテナンス事業費国庫補助金	対象事業費の５５％を補填	31,459	6,050
	都市計画課	15	2	4	2	国庫支出金	国庫補助金	社会資本整備総合交付金	事業費の５０％を補填	69,762	10,310
木曽川うかい事業 費特別会計	観光課	1	1	1	1	繰入金	一般会計繰入金	一般会計繰入金	前年度事業費の確定に伴う精算	63,563	△ 5,328
		3	1	1	1	繰越金	繰越金	前年度繰越金		1	5,328

会計名称	所属名称	款	項	目	款名称	項名称	目名称	事業名称	主な内容等	補正前の 予算額	補正 要求額	(千円)	
												特定財源	一般財源
一般会計	経営改善課	2	1	2	総務費	総務管理費	財政管理費	財政調整基金積立金	財源調整（余剰金の積み立て）	1,824	103,123	0	103,123
		11	1	1	公債費	公債費	元金	市債償還元金	前年度分の借入額の確定と過去の借り入れに係る利率の見直しによる減額	1,931,444	△ 1,695	0	△ 1,695
		11	1	2	公債費	公債費	利子	市債利子		93,613	△ 13,362	0	△ 13,362
		2	1	1	総務費	総務管理費	一般管理費	職員研修	派遣職員の旅費の増額	6,099	616	0	616
	防災交通課	2	1	6	総務費	総務管理費	災害対策費	災害対策事務	申請増に伴う家具転倒防止器具取付委託料の増額	7,100	1,430	403	1,027
		2	1	11	総務費	総務管理費	交通防犯対策費	防犯推進	申請増に伴うの補助金の増額	8,412	1,250	0	1,250
	多様性社会 推進課	6	2	2	商工費	観光費	友好交流費	多文化共生推進	多言語情報誌の翻訳量増に伴う筆耕翻訳料の増額	8,733	404	961	△ 557
	市民課	2	3	1	総務費	戸籍住民基本台帳費	戸籍住民基本台帳費	戸籍住民基本台帳管理	中長期在留者居住地等記録端末の購入に伴う機械器具購入費の計上及びコンビニ交付による証明書交付増に伴う増額	47,229	1,974	1,142	832
	収納課	2	2	3	総務費	徴収費	徴収費	徴収収納管理	市税等クレジット収納システムの改修に伴う増額	19,843	385	0	385
		2	2	3	総務費	徴収費	徴収費	過誤納還付金	過誤納還付金の執行増に伴う増額	26,525	12,372	0	12,372
	消防総務課	8	1	3	消防費	消防費	消防施設費	消防水利施設管理	防火水槽撤去に伴う工事請負費の計上	11,469	3,324	0	3,324

※ 人件費及び財源更正のみの補正は、本表に記載していない。

会計名称	所属名称	款	項	目	款名称	項名称	目名称	事業名称	主な内容等	補正前の 予算額	補正 要求額	(千円)	
												特定財源	一般財源
一般会計	福祉課	3	3	1	民生費	生活保護費	生活保護総務費	生活保護総務事務	前年度事業費の確定に伴う精算	11,712	40,986	0	40,986
	障害者支援課	3	1	2	民生費	社会福祉費	障害者福祉費	障害者福祉事務	前年度事業費の確定に伴う精算	16,201	40	0	40
		3	1	2	民生費	社会福祉費	障害者福祉費	障害者自立支援給付		2,073,916	8,706	0	8,706
	高齢者支援課	3	1	3	民生費	社会福祉費	老人福祉費	高齢者福祉事務	前年度事業費の確定に伴う精算	6,578	91	0	91
		3	1	3	民生費	社会福祉費	老人福祉費	介護保険特別会計繰出金		889,505	425	109	316
	保険年金課	3	1	8	民生費	社会福祉費	後期高齢者医療費	後期高齢者医療給付費負担金	前年度事業費の確定に伴う精算	913,099	14,585	0	14,585
	健康推進課	4	1	3	衛生費	保健衛生費	母子健康づくり推進費	母子健康づくり	前年度事業費の確定に伴う精算	21,206	1,583	0	1,583
		4	1	4	衛生費	保健衛生費	保健予防費	予防接種		303,090	17,353	0	17,353
		4	1	5	衛生費	保健衛生費	休日急病診療所費	休日急病診療所管理		46,844	258	182	76
	子育て支援課	3	2	1	民生費	児童福祉費	児童福祉総務費	児童福祉総務事務	前年度事業費の確定に伴う精算	4,845	16,149	0	16,149
		3	2	1	民生費	児童福祉費	児童福祉総務費	子育て短期支援	子育て短期支援事業の利用児童増による委託料の増額	231	233	185	48
	子ども未来課	3	2	2	民生費	児童福祉費	保育所費	保育所総務事務	前年度事業費の確定に伴う精算	4,094	10,897	0	10,897
		3	2	2	民生費	児童福祉費	保育所費	民間保育所運営	国の公定価格改定に伴う保育園運営費委託料の増額	271,182	111,228	92,985	18,243

会計名称	所属名称	款	項	目	款名称	項名称	目名称	事業名称	主な内容等	補正前の 予算額	補正 要求額	(千円)	
												特定財源	一般財源
一般会計	子ども未来課	3	2	2	民生費	児童福祉費	保育所費	民間保育所運営補助	食材費高騰に対する支援拡充に伴う民間保育所給食費軽減対策支援事業費補助金の増額	41,922	1,335	890	445
		3	2	2	民生費	児童福祉費	保育所費	保育所広域入所	一時預かり事業を実施する幼稚園への委託料の計上及び地域保育施設の利用児童増による負担金等の増額	21,839	31,949	22,627	9,322
		9	4	1	教育費	幼稚園費	幼稚園費	幼稚園管理	前年度事業費の確定に伴う精算	5,960	4,954	0	4,954
		9	3	1	教育費	中学校費	学校管理費	中学校管理	城東中学校で使用する物品購入に伴う施設用備品購入費の計上	100,334	50	50	0
	学校教育課	9	3	3	教育費	中学校費	学校整備費	城東中学校整備	校舎建替えのための地質調査実施に伴う委託料の計上	41,371	11,022	0	11,022
		9	5	3	教育費	社会教育費	公民館費	南部公民館	南部公民館の大規模改修に伴う工事請負費及び監理委託料の計上	0	166,055	125,634	40,421
	文化推進課	9	5	7	教育費	社会教育費	市民文化会館費	市民文化会館営繕	市民文化会館の大規模改修に伴う工事請負費及び監理委託料の計上	0	286,641	217,776	68,865
		6	1	1	基金積立金	基金積立金	国民健康保険事業基金積立金	国民健康保険事業基金積立金	前年度事業費の確定に伴う基金積立額の増額	1	125,560	0	125,560
	国民健康保険特別会計	8	1	2	諸支出金	償還金及び償還付加算金	償還金	償還金	前年度事業費の確定に伴う精算	1	233	0	233
		8	1	4	諸支出金	償還金及び償還付加算金	保険給付費等交付金償還金	保険給付費等交付金償還金	前年度事業費の確定に伴う精算	1	13	0	13
		8	2	1	諸支出金	繰出金	一般会計繰出金	一般会計繰出金	前年度事業費の確定に伴う精算	1	1,500	0	1,500
犬山城費特別会計	歴史まちづくり課	1	1	1	犬山城費	犬山城費	一般管理費	一般管理	前年度事業費の確定に伴う基金積立額の増額	238,704	97,808	0	97,808

会計名称	所属名称	款	項	目	款名称	項名称	目名称	事業名称	主な内容等	補正前の 予算額	補正 要求額	(千円)	
												特定財源	一般財源
介護保険 特別会計	高齢者支援 高齢者支援 課	5	1	1	基金積 立金	基金積立金	介護保険事業給 付費基金積立金	介護保険事業給付費 基金積立金	前年度事業費の確定に伴う精算	1	33,009	4,841	28,168
		7	1	2	諸支出 金	償還金及び 還付加算金	償還金	償還金		1	36,083	0	36,083
		7	2	1	諸支出 金	繰出金	繰出金	一般会計繰出金		1	41,436	0	41,436
後期高齢 者医療特 別会計	保険年金課	3	2	1	諸支出 金	繰出金	繰出金	一般会計繰出金	前年度事業費の確定に伴う精算	1	4,869	0	4,869
		4	1	1	予備費	予備費	予備費	予備費		1	6,821	0	6,821

※ 人件費のみ及び財源更正のみの補正は、本表に記載していない。

会計名称	所属名称	款	項	目	款名称	項名称	目名称	事業名称	主な内容等	補正前の 予算額	補正 要求額	(千円)	
												特定財源	一般財源
一般会計	整備課	7	2	3	土木費	道路橋梁費	橋梁維持費	橋梁長寿命化	道路橋の点検及び修繕工事 の前倒し実施による工事請 負費の計上	85,343	11,566	10,950	616
		5	1	4	農林業費	農業費	土地改良費	下水道事業会計繰 出金	人件費の額の変更に伴う繰 出金の減額	59,375	△ 134	0	△ 134
	下水道課	7	4	7	土木費	都市計画費	公共下水道費	下水道事業会計繰 出金		903,754	△ 1,589	0	△ 1,589
		6	2	1	商工費	観光費	観光費	木曽川うかい事業 費特別会計繰出金	前年度事業費の確定に伴う 精算	63,563	△ 5,328	0	△ 5,328
	観光課												

※ 人件費及び財源更正のみの補正は、本表に記載していない。

◎ 一般会計補正予算（第４号）に計上した主な事業

健康福祉部 子ども未来課

《一般会計》	
○ 民間保育園運営委託（民間保育所運営）	
歳入：補正予算要求額	９２，９８５千円
歳出：補正予算要求額	１１１，２２８千円
【補正理由】	
現行の保育制度においては、市町村が自ら保育所を設置・運営するほか、民間の保育所に委託して保育を提供することが可能である。本市における保育事業の委託では、白帝保育園及び犬山さくら保育園が認可保育所として保育事業を担っている。 委託にあたっては、国の公定価格を基に保育所運営に必要な費用を算定し、毎月、運営委託料として各施設に支払っている。公定価格は人件費などの状況を踏まえて毎年１２月から１月にかけて見直され、改定内容に基づき、その年度の４月まで遡って精算を行っている。このため、当初予算における改定前の公定価格から算出された委託料で、過不足が生じる場合は補正予算で対応してきたところである。 令和６年度改定の公定価格では、人件費の引き上げや加算の追加があり、令和７年度に必要な委託料を再試算した結果、現行の歳出予算の大幅な不足が判明した。よって、今議会において増額補正予算を計上するものである。	
【効果】	
民間保育所に対する財政支援ではあるが、実質的には公立保育園１２園及び私立保育園２園のあわせて１４園で市内の保育を必要とする全ての児童の入園利用調整を市が実施している。 国の定める公定価格に基づき財政支援を民間保育所に対し実施することで、継続して安定した保育運営に寄与することができる。	
(次ページにつづく)	

【要求額の積算内容】

＜歳入＞

(国負担金) 子どものための教育・保育給付交付金

2号〔3歳児以上 私立〕

(補正後) 73,167,924円 * 1/2

一) (補正前) 46,318,020円 * 1/2

13,424,952円 . . . (補正額) 13,425千円

3号〔3歳児未満 私立〕

(補正後) 264,872,076円 * 60.92% (国から示される想定負担率)

一) (補正前) 179,027,990円 * 58.23% (国から示される想定負担率)

57,112,070円 . . . (補正額) 57,112千円

(県負担金) 施設型教育・保育給付費等負担金

2号〔3歳児以上 私立〕

(補正後) 73,167,924円 * 1/4

一) (補正前) 46,318,020円 * 1/4

6,712,476円 . . . (補正額) 6,712千円

3号〔3歳児未満 私立〕

(補正後) 264,872,076円 * 19.77% (国から示される想定負担率)

一) (補正前) 179,027,990円 * 20.46% (国から示される想定負担率)

15,736,083円 . . . (補正額) 15,736千円

補正額計 92,985千円

＜歳出＞

白帝保育園

(補正後) 208,692,612円

一) (補正前) 140,711,880円

67,980,732円 . . . (補正額) 67,981千円

犬山さくら保育園

(補正後) 173,716,692円

一) (補正前) 130,469,510円

43,247,182円 . . . (補正額) 43,247千円

補正額計 111,228千円

《一般会計》

○ 民間保育所給食費軽減対策支援事業（民間保育所運営補助）

歳入：補正予算要求額 890千円

歳出：補正予算要求額 1,335千円

【補正理由】

国において、物価高騰の影響を受けた生活者や事業者を支援するため、重点支援地方交付金の追加交付が決定された。愛知県においては、当該交付金を活用し、民間保育所事業者への支援として、給食にかかる食材料費の助成が行われることとなった。

本事業は、愛知県が6月補正予算を上程・可決したことを受けて、本市においても速やかに補正予算を編成し、対応するものである。

（令和5年度、令和6年度も同様の目的で補助を実施）

【内容】

市内在住の乳幼児が通う民間保育所給食の食材料費について、児童1人当たり1食100円を事業者に対し支援する。

○補助対象施設：民間保育所（市内2施設：白帝保育園・犬山さくら保育園）

※私立幼稚園は県から直接補助されるため対象外

○補助対象期間：令和7年7月から令和7年9月まで（3か月）

○補助額：利用児童1人当たり1食100円

※ 各施設 令和7年6月末日現在 在園児数

白帝保育園 115人・犬山さくら保育園 59人

参考

①令和5年度実施分 1食当り単価

4月から9月（6か月分） 児童1人当たり1食60円

10月から3月（6か月分） 児童1人当たり1食100円

②令和6年度実施分 1食当り単価

10月から3月（6か月分） 児童1人当たり1食110円

（次ページにつづく）

【効果】

民間保育所事業者の経済的負担軽減を図ることができる。

【要求額の積算内容】

＜歳入＞

民間保育所給食費軽減対策支援事業費県補助金（補助率2/3） 890千円

＜歳出＞

民間保育所給食費軽減対策支援事業補助金 1,335千円
(13,350食(7月～9月 総食数) × 100円/食)

《一般会計》

○ 城東中学校地質調査業務（城東中学校整備）

歳出：補正予算要求額 11,022千円

【補正理由】

現在、城東中学校改築工事等基本設計業務に着手し、校舎の配置計画の検討を進めている。校舎建替えにあたり、地質調査を実施する。

令和8年度当初予算対応とする場合、実施設計が地質調査後着手となることから設計工期を十分確保できないこと、また、基本設計の概算費用をより正確なものにするため、今回補正予算計上を行うものである。

なお、令和7年度当初予算編成時には基本設計業者が未決定であったため、校舎の配置計画也未確定であり、ボーリング調査の必要箇所数がわかっていなかったことから予算計上を行わず、校舎の配置計画決定後に予算計上を行うこととしていた。

【内容】

城東中学校地質調査業務

機械ボーリング（4か所）、標準貫入試験、孔内水平載荷試験、室内土質試験 等

【効果】

支持地盤の深度・強度を把握し、建替えに伴う基礎検討を行うことができる。

【概略スケジュール】

令和7年度 城東中学校改築工事等基本設計業務（R7.5～R8.3）

城東中学校地質調査業務（R7.10～R8.2）

令和7年10月 入札・契約

令和7年11月～12月 地質調査（現地）

令和8年1月～2月 成果まとめ

令和8年度 実施設計

令和9年度～12年度 城東中学校整備工事

【要求額の積算内容】

城東中学校地質調査業務 11,022千円

《一般会計》

○ 市民文化会館大規模改修工事

歳入：補正予算要求額 217,776千円

歳出：補正予算要求額 286,641千円

○ 南部公民館大規模改修工事

歳入：補正予算要求額 125,634千円

歳出：補正予算要求額 166,055千円

【補正理由】

市民文化会館・南部公民館の老朽化に伴い、令和7年度から令和8年度にかけて休館を伴う改修工事を予定している。

令和5年度から6年度にかけて基本設計にて改修箇所やその工法について検討を行い、その後、令和6年度から7年度にかけて実施設計を行っており、その完了に伴い改修工事を実施するものである。

【内容】

＜改修工事における主な改修箇所＞

（安全確保）特定天井改修・舞台ロープ更新・電気設備一部更新など

（利活用促進）トイレ改修・照明LED化・展示室クロス張替など

【効果】

文化芸術に関する市民のニーズを踏まえ、施設の安全を確保し、利用者の満足度を高めて利活用を図りながら文化の振興を進めていく。

【概略スケジュール】

令和7年10月	一般競争入札
令和7年11月	仮契約
令和7年12月	議会承認後 本契約及び工事着手
令和8年3月～6月	市民文化会館大ホール休館
令和8年7月～9月	南部公民館講堂休館
令和8年10月	工事完了（予定）

（次ページにつづく）

【要求額の積算内容】

○ 市民文化会館

＜歳入＞

社会資本整備総合交付金	7, 1 7 6 千円
市民文化会館大規模改修事業債	2 1 0, 6 0 0 千円
計	2 1 7, 7 7 6 千円

＜歳出＞

市民文化会館大規模改修工事監理委託料	6, 6 7 3 千円
市民文化会館大規模改修工事請負費	2 7 9, 9 6 8 千円
計	2 8 6, 6 4 1 千円

○ 南部公民館

＜歳入＞

社会資本整備総合交付金	3, 1 3 4 千円
南部公民館大規模改修事業債	1 2 2, 5 0 0 千円
計	1 2 5, 6 3 4 千円

＜歳出＞

南部公民館大規模改修工事監理委託料	3, 8 0 0 千円
南部公民館大規模改修工事請負費	1 6 2, 2 5 5 千円
計	1 6 6, 0 5 5 千円

【その他】

- ・ 工事完了が令和8年度予定のため、本補正予算は繰越明許費として計上

《一般会計》

○ 橋梁長寿命化事業（橋梁長寿命化）

歳入：補正予算要求額 10,950千円

歳出：補正予算要求額 11,566千円

【補正理由】

本事業は、犬山市が管理する道路橋について、道路法に基づく点検及び修繕工事を、道路メンテナンス事業国庫補助金を活用し、事業費の平準化を図りながら計画的に進めているが、令和7年度は、補助金額が当初予算で計上した額より増額となったため、令和8年度に実施予定であった伏屋4号橋の修繕工事を前倒しで行い、事業の進捗を図るものである。

【内容】

今回の補正予算は、伏屋4号橋（善師野二丁目地内）の橋梁長寿命化修繕工事に係る経費である。

【効果】

伏屋4号橋は、城東中学校の通学路上にある橋梁であり、橋梁修繕工事を実施することで、生徒を含む利用者の安全性の確保を早期に図ることができる。

【概略スケジュール】

令和7年10月 橋梁長寿命化修繕工事契約

令和7年11月 橋梁長寿命化修繕工事着手

令和8年3月 橋梁長寿命化修繕工事完了

【要求額の積算内容】

＜歳入＞

道路メンテナンス事業費国庫補助金 6,050千円

橋梁長寿命化事業債 4,900千円

計 10,950千円

＜歳出＞

橋梁長寿命化工事請負費 11,566千円